

11/1
木

要介護者の給付外しを懸念

介護保険給付とは別に各自治体の裁量で症状が比較的軽い要支援者向けに実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を、全要介護者まで拡大することを含んだ厚生労働省令「改正」の意見公募に千件超の意見が寄せられ、大部分が対象拡大への反対意見だったことが分かりました。

厚労省意見公募

する意見公募の結果を発表。本紙の取材に、そのうち1069件が総合事業の対象拡大にかかるもので、大半が「要介護者に対する介護給付を総合事業に移行するための布石ではないか」などの懸念の声だったとしました。

安倍政権は、介護給付費を抑制するため2014年の法改悪で要支援者を介護保険給付から総合事業に移行させました。財界や財務省は要介護1、2についても総合事業への移行を繰り返し求めおり、今回の省令「本人の希望」と「自治体の判断」を前提に、要件の意見が寄せられたと

総合事業拡大 大半が反対

していません。

されかねません。

厚労省は今回、総合事業のうちボランティアなど「住民主体のサービス」について、利用者の症状が重くなり要支援が認められるなどとして、介護1～5の人も総合事業の対象とすることがで明を出し、「要介護者の保険給付外しに道を開くよう21年4月から見直すとしています。

「本人の希望」を優先した結果、安価な総合事業のサービスを利用することにならないか

重大な見直しであり、省令改正でなく国で議論すべきだ

見直しの前に、これまでの総合事業の実態を把握すべきだ。要支援者の総合事業への移行も失敗しているのではないか

念される、きわめて危険な内容だと指摘。「断固反対」としています。

■総合事業の対象拡大に対する主な意見
要介護者には自治体によって取り組み状況も異なる総合事業ではなく、専門職による介護給付が必要

「本人の希望」をどう担保するのか。市町村が介護給付抑制のために総合事業に誘導しないか

「本人の希望」を優先した結果、安価な総合事業のサービスを利用することにならないか

重大な見直しであり、省令改正でなく国で議論すべきだ

見直しの前に、これまでの総合事業の実態を把握すべきだ。要支援者の総合事業への移行も失敗しているのではないか